

未来を
奪わない為に。

～交通ルール 守って笑顔 晴れの国～

OKAYAMA PREFECTURE

春の交通安全県民運動

運動期間

令和7年

4/6日～15火

4月10日(木)は
交通事故死ゼロ
を目指す日

全国共通の重点

- 1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「ながら運転」等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

岡山県の重点

- 4 横断歩行者優先の徹底
- 5 運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底
- 6 スピードダウンの励行
- 7 自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

春の交通安全県民運動

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(木)

重点
1

子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる 道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

- 横断歩道を渡る、信号機のあるところではその信号に従うなど、交通ルールを守りましょう。
- 普段の生活の中で子どもに交通ルールを教えていきましょう。
- 子どもの安全のため通学路の見守りをしましょう。
- 高齢者は体力や反射神経などの体の変化を認識して、無理な横断等はやめましょう。



重点
2

歩行者優先意識の徹底と「ながら運転」等の根絶や シートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

- 運転者はルールを守り、歩行者への思いやりのある運転を心がけましょう。
- 運転中の携帯電話等による通話や画面注視など、「ながら運転」はやめましょう。
- 自転車を含め、車両運転中の飲酒運転やあおり運転(妨害運転)は、重大事故につながる危険な行為です。一人ひとりが「絶対にしない、させない」という強い気持ちで根絶しましょう。
- 高齢運転者は、安全運転サポート車の使用や運転に不安を感じたら運転免許証の自主返納も検討しましょう。
- 全ての座席でシートベルトを着用し、チャイルドシートを正しく使用しましょう。



重点
3

自転車・特定小型原動機付自転車利用時の ヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

- 自転車安全利用五則を守りましょう。
 - ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者優先
 - ②交差点では信号と一時
停止を守って、安全確認
 - ③夜間はライトを点灯
 - ④飲酒運転は禁止
 - ⑤ヘルメットを着用
- 自転車の安全を確保するため定期的な点検整備を行いましょう。
- 自転車事故を起こしたときに備え、損害賠償責任保険等に加入しましょう。
※岡山県では令和6年10月1日から自転車損害賠償責任保険(共済)等への加入義務化
- 電動キックボード等の特定小型原動機付自転車利用時は、交通ルールを守り、ヘルメットを着用しましょう。



重点
4

横断歩行者優先の徹底

- 横断歩道標識やダイヤマークの先には、横断歩道があります。
- 横断歩道は歩行者優先!横断歩道を渡ろうとしている人や横断している人がいるときは、車は止まらなければいけません。
- 歩行者は、手を上げる、運転者にアイコンタクトを送るなど、運転者に渡ろうとする意思を伝えましょう。



重点
5

運転中のスマートフォン等 使用禁止の徹底

- 運転中にスマートフォンや携帯電話を手に持って通話や画面注視をするといった「ながら運転」は違反です。重大な事故の原因となるためやめましょう。



重点
6

スピードダウンの励行

- スピードを落とすことで、事故を未然に防ぎ、万が一事故にあったときの被害を軽減することができます。
- 危険に備え、生活道路や通学路等における人・車両の交通状況のほか、道路形状や気象状況に応じて速度を落とし、安全に停止できるようにしましょう。



重点
7

自転車の安全利用とヘルメット 着用に向けた理解の促進

- 自転車は車両の仲間です。歩行者や他の車両に迷惑や危険が及ばないように交通ルールを守って安全に利用しましょう。
- ヘルメットはあなたの命を守ります。ヘルメット非着用時は、着用時と比べて事故発生時の致死率が高くなっています。被害を軽減し自身を守るため、必ずヘルメットを着用しましょう。

